

## 第17節 障害物の除去計画

災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物，山くずれ，がけくずれ及び浸水等によって，道路，河川，住居又はその周辺に運ばれた土石，竹木等で住民の生命，身体及び財産等に危険を及ぼし，又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去の実施については，本計画の定めるところによるものとする。

### 第1 実施責任者

- 1 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は，市町村が行うものとする。
- 2 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は，水防管理者又は消防機関の長が行うものとする。
- 3 道路，河川等にある障害物の除去は，その道路，河川等の維持管理者が行うものとする。
- 4 山（がけ）くずれ，浸水等によって，住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は，市町村長が行うものとし，市町村限りで実施困難のときは知事に対し応援，協力を要請するものとする。
- 5 その他の施設，敷地内の障害物の除去は，その施設，敷地の所有者又は管理者が行うものとする。

主な実施機関

市町村，県（保健福祉政策課，道路保全課，河川課），  
四国地方整備局

### 第2 機械器具の調達

市町村長は，障害物の種類，規模により道路等の管理者が所有する機械器具のみで不足する場合は，建設業者又は機械器具所有者との間に必要な協定を締結しておき，機械器具の必要種別数量を調達するものとする。

### 第3 所要人員の確保

市町村長は，災害時の障害物の除去に要する人員については，道路等の管理者が所有する人員をもってあてるものとするが，不足する場合は建設業者と必要な協定を締結しておき，人員の供給を受けるものとする。このほか，労務供給計画に定めるところによるが，必要に応じ地区民への協力，自衛隊の災害派遣要請等を依頼するものとする。

### 第4 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の場合の障害物の除去については，知事（権限を委任された場

合は市町村長)が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

1 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

2 費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

3 期間

災害発生の日から10日以内とする。